平成２６年（フ）第３６１号
福岡市南区弥永団地44番503号
債務者　柏村　　綾
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６７号
福岡市中央区笹丘１丁目20番40―301号
債務者　佐田　裕二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７３号
福岡県筑紫野市大字永岡1272番地90
債務者　淵上　栄治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８９号
福岡県春日市大谷２丁目69番地大南ビル407号
債務者　高田　耕治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９０号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地204
債務者　眞野めぐみ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９１号
福岡県糟屋郡宇美町貴船４丁目５番１号ベルカルム201号
債務者　山田　　優（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９７号
福岡市南区野多目４丁目27番40―102号
債務者　小松久美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９８号
福岡県宗像市日の里２丁目13番地３ヴィラ日の里102号
債務者　赤木　優子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９９号
福岡市東区香椎駅東１丁目17番８号
債務者　川邊ツヤ子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０１号
福岡市東区千早５丁目14番８号
債務者　宮田　千春（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０６号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―513号
債務者　大籠亜有美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０８号
福岡市南区曰佐５丁目15番29―201号
債務者　遠藤　修平
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２２号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西５丁目48番地
債務者　永尾　恭子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２５号
福岡市城南区友丘５丁目20番18―１号
債務者　江見　晃一
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２６号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　宮崎　詳二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２９号
福岡市東区馬出５丁目13番３号
債務者　吉村　基喜
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３１号
福岡市中央区薬院１丁目15番４―701号
債務者　松尾　晴美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３２号
福岡市城南区干隈２丁目19番25―１号
債務者　桂　　紗希
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部